

官民競争入札等監理委員会
第239回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第239回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：令和元年11月13日（水）10:00～11:26

場 所：永田町合同庁舎 1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 実施要項（案）について

○厚生労働省／若年技能者人材育成のための地域における技能振興等に係る周知・広報業務

○国立研究開発法人科学技術振興機構／外国人研究者宿舎生活サポート等業務

○国立研究開発法人理化学研究所／マルウェア対策・WAF機器の運用管理業務

○国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構／システム技術支援業務等

○独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構／非現業技術業務委託（新横浜）

○特許庁／書面による手続のデータエントリー業務一式

○特許庁／国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式

3. 公共サービス改革基本方針見直しに関する意見募集結果について【非公開】

4. 閉 会

○稲生委員長 それでは、定刻となりましたので、第239回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。

本日は、議事次第のとおり、2と3をご議論いただきます。このうち議題3につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして会議を非公開とし、後日、議事要旨を公開することといたします。

それでは、議事次第2の実施要項（案）について、7件の審議をいただきたいと思えます。実施要項（案）につきましては、事業主体からの説明に基づきまして、入札監理小委員会で審議を行いました。質疑は各小委員会ごとに行うことといたしたいと思えます。

それではまず、小委員会Aの2件、「厚生労働省／若年技能者人材育成のための地域における技能振興等に係る周知・広報業務」、「国立研究開発法人科学技術振興機構／外国人研究者宿舎生活サポート等業務」につきまして、主査の古笛委員より説明をお願いいたします。

○古笛委員 小委Aからご報告させていただきます。

まず第1件目ですが、資料1-1に従ってご報告させていただきます。厚生労働省の若年技能者人材育成支援のための地域における技能振興等に係る周知・広報業務についての実施要項（案）の審議です。今回の事業の概要は、資料A-1を見ながらご説明させていただきます。

本事業は令和2年度「若年技能者人材育成支援等事業」の受託者である中央技能振興センター業務の受託者、及び地域技能振興コーナー業務の受託者が実施する地域における技能振興等に係る各種取り組み、これは工業高校生や指導者をターゲットにした技能士展・技能競技大会展と、小・中学生を対象にしたものづくり体験イベントがありますが、それらへの来場を促進するための周知・広報活動を行うものです。受託契約期間は令和2年4月から令和3年3月、1年間、単年度契約となっております。

選定の経緯は、平成30年度の事業選定において、1者応札が継続し競争性に問題があることから、令和元年7月の閣議決定にて新規事業として掲載されました。今回が市場化テスト第1回目です。

市場化テストの実施に際して行った取り組みですが、従来は、技能士展、技能競技大会展、ものづくり体験イベント、周知・広報業務が一括で受託されていましたが、平成29年から周知・広報業務と技能士展、ものづくり体験イベントと2分割され、令和2年度から3分割されたという経緯にあります。従来、周知・広報業務のみが再委託されていたという経過もありましたので、今回、ここだけを取り上げたということになります。市場化テストに際しましては、業務内容を具体的に明記する、役割分担を明確化する、それから適正なサービスの質を設定し、総合評価方式によって評価することになり、詳細な情報開示に努めていただいております。

実施要項（案）についての審議ですが、適正なサービスの質を設定するという一方で、イベント参加者に対するアンケートで、イベントの認知経路、どういうふうにしてこのイ

ベントを知ったのか、その認知を5割以上ということが質の設定とされていたのですが、審議の中では、それだけではなくて、イベントへの来場者数、何人来たのか、前年度より増えているのかということを経験の設定にしてはどうかという意見が出ました。持ち帰って検討していただいたんですが、来場者数は、イベント会場の立地とかキャパシティー、ほかのイベントと併催となっているかどうかなどによって決まる割合が多いので、質の問題としては含めないことになりました。

パブリックコメントの対応ですが、令和元年10月17日から30日まで募集したところ、40件ほどの意見が寄せられました。誤字・脱字など以外に、明確化が必要と判断された8項目に対しては一部修正・変更していただいたという状況です。

まず、これが1件目です。

引き続き、2件目は資料2-1に従ってご説明させていただきます。国立研究開発法人科学技術振興機構の外国人研究者宿舎生活サポート等業務についての実施要項（案）の審議となります。

当該事業の概要は、資料B-1に基づきご説明させていただきます。我が国の研究機関等において研究活動を行う外国人研究者とその家族に対して、宿舎を提供していますが、その宿舎及び各種支援サービスについて研究者が円滑に生活を開始し、研究活動に専念できるような環境を整備するため、統括業務、窓口業務、入居受付業務、生活支援及び交流促進業務、居室設備・備品の維持管理業務、経理・庶務業務、その他の管理業務を行うというのが事業の概要となっております。事業期間につきましては、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間です。

本選定の経緯ですが、平成23年12月及び24年12月の分科会において、外国人研究者宿舎の管理運営について1者応札であった状況から審議され、25年6月の基本方針において、管理運営業務と生活サポートという2事業に分割されました。管理運営業務についてのみ事業選定を行ったところ、平成28年度で終了となっております。平成26年6月の基本方針において、生活サポートについて事業選定され、市場化テストを実施しましたが、競争性に課題が認められるということで市場化テストが継続になりました。

事業の評価を踏まえた対応ですが、競争性の確保が問題であることから、外国人研究者宿舎の所在地がつくば市なのでつくば市で説明会を開催していたところ、東京都内でも開催するとか、それから類似の業務を実施する機関等へのヒアリングを行って、その結果を踏まえて、入札参加の可能性がある事業者に対して、積極的に説明会への参加を働きかけるとかということもやっていたこととしています。それから、業務の内容がわかるように、過去の業務完了報告書の閲覧を可能とするなどということも工夫していただきました。

実施要項（案）の審議ですが、「従来の実施状況に関する情報の開示」について、これは定型的な記載ということで委託費の総額のみが開示されていたのですが、それでは内容がわかりにくいので、注記事項として、委託費の内訳として、人件費、施設維持管理費、交流促進費、運営経費、備品費、消費税相当額及び一般管理費として詳しく内訳を記載して

いただくことになりました。

パブリックコメントが令和元年9月19日から10月3日まで実施されましたが、特に意見は寄せられなかったという状況です。

以上となります。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいまご説明いただきました2件の内容につきまして、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

お願いします。

○古尾谷委員 2番目の宿舎サポート業務ですけれども、この業務ということではなくて、最近の地方団体の動向というか、指定管理者の動向が管理運営業務、以前はそういう業務分担を分けて、施設管理等を分けている方向で委託、あるいは指定管理者制度を運用してきたのですが、最近の人員不足、特に施設維持管理では電気系統での専任技術者不足、あるいは施設整備における技術職員がままならないということで、企業からも強い要請があって、包括委託という方向で、管理運営委託と施設維持管理をあわせて委託する方向にまた徐々に変化が生じているんです。労働者、あるいは専任技術者の供給という問題が根底にあって、それをばらばらにやっていると、結局不落や入札が成り立たないという状況が増えてしまって、特に東京オリンピックを目指して、この近辺もそうですけれども、都内でビル管理が非常に苦戦しているんです。植栽管理なんかは専任の町場の植木屋さんに頼むとかいうことで賄っているんですけれども、その他の技術系職員、あるいは管理業務には必ず法律に基づいて専任技術者の配置が義務づけられている分野があるので、そういった点も排除すると、当初の目的はあったと思いますが、必ずしも運営委託の中身を分けていくことが果たして、最近では電鉄系の会社はこういうものを包括的に請け負う形で、例えば電設系の技術者の中で高齢になった人とか、あるいはシルバーの人たちをそういう部分に配置して、逆に包括的な管理委託業務を請け負うというような形で、相模鉄道なんかは積極的に企画会社をつくって乗り出しています。全体の動向を見ながら柔軟にやったほうがよろしいのではないかと。競争性だけではなくてきているということは是非ご検討をお願いしたいと思います。

○稲生委員長 そうですね。貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。

官民競争入札が始まった当初は、ある種一律の包括化という形で始めたところがございます。その後、つくば市のように、地方都市ではございませんけれども首都圏から若干離れた地域になりますと、植栽とかいろいろな管理業務を包括的に委託できるようところがなかなかなくて、その中で分割するというような方向を、一部ですけれども市場動向を見ながら進めてきたということがございます。しかしながら、今、古尾谷委員からお話がありましたように、電鉄系の会社さんのように包括で受けられるような、こういう受け手があるような地域とか事業であれば、きちんとそういったところを把握しながら、包括がいいのか、あるいは分割していくのが望ましいのかといったような、柔軟に対応できるよ

うに審議を進めていければと思っております。

大変貴重なご意見ありがとうございます。このほかいかがでございましょうか。

よろしゅうございますか。また後ほど気づいた点がございましたら、小委員会Aの案件につきましてもご発言いただいて結構でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、小委員会Bの3件に入りたいと思います。「国立研究開発法人理化学研究所／マルウェア対策・WAF機器の運用管理業務」、「国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構／システム技術支援業務等」、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構／非現業技術業務委託（新横浜）」につきまして、主査の井熊委員よりご説明をお願いいたします。

○井熊委員長代理 では、小委員会Bの3件についてご説明申し上げます。

まず1件目のマルウェア対策・WAF機器の運用管理業務でございますが、これは資料の後ろから3枚目に概要図が出ております。昨今、いろいろなウイルス等のマルウェアによる攻撃、それからシステムを守るという業務が非常に重要になってきておりますが、それにかかわるいろいろな機器の保守・運用と、インシデントの発生時の通報といったことをやる業務であります。後ろから2枚目を見ていただきますと、1つは民間事業者がずっと1人で受注をしていると。落札率が非常に低い状態になっているというようなことがございます。そういう状況を踏まえた上でお聞きいただければと思います。

3-1に戻らせていただきまして、今申し上げましたのが事業の概要でございます。選定の経緯につきましては、1者入札が続いている案件として、公共サービス改革基本方針別表において、新規の事業として自主選定されたものでございます。

ここまでに理化学研究所が行った取り組みとしましては、準備期間を延長する、契約期間の複数年化、契約価格等の開示、入札でグループ参加が可能であるというようなことでございます。

これにつきましてどのような審議が行われたかということが3ポツからございますが、価格入札があるから価格入札の前提をしっかりとするというところに議論が行きまして、1つは、SLAを締結しないのかというようなことがありましたけれども、基本的には案件の価格があまり高くないということで、総合評価を導入しないというよりも、小規模な案件であるということがあるのですが、SLAもこのくらいの業務であれば必要ないのではないかと。ただ、それに対して、もう少しここにはクリティカルインシデントという部分の条件がありますが、条件をより明確にするというようなことで議論がされております。

それから、論点②も同じようなことでございますが、価格入札ですので、「何々が望ましい」というようなことではなくて、「これをやるべき」と明確にするというようなことが議論されております。論点③の情報開示については、契約金額だけが開示されている形になっておりますので、見積もりをきちんとするためにより開示項目をより増やすべきではないかということで、メール通知件数、問い合わせ件数、作業件数の実績等を追加したということでもあります。価格が非常に低いことに関しましては、当該業者がこの業務以外でも

何らかの収益を上げているのではないかみたいな意見もありましたが、そのような状況は認められないというようなご指摘もございました。

4ポツの意見招請の対応につきましては、5者が実施要項を入手して、それから21件の意見が寄せられております。これにつきましては語句の訂正と記載事項の明確化等、それから入札要件の緩和ぐらいの修正でとどまっているというようなことでございます。

続けてよろしいですか。

○稲生委員長 お願いします。

○井熊委員長代理 2点目は、資料4-1でございます。国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構のシステム技術支援業務でございます。

この内容は、資料をめくっていただきまして、「現状」と右上に書かれたものがございしますが、これまではここに書いてあるような左から黄色いところで、安全要求及び関連文書作成・維持とか、上に安全審査委員会事務局の運営支援、安全審査の技術支援とかいうような非常に包括的な業務が発注されていたわけでありまして。こうやって包括的な業務であり、かつ宇宙というような専門性を感じさせるような分野であると、いろいろな事業者が参加することが難しいだろうということで、まずはこれを分割すべきではないかということが以前に議論されまして、それでもう一枚めくっていただきまして、分割後の状況が出てございます。幾つかバツが書いてあるページであります。

○稲生委員長 今、資料D-1の6/8……。

○井熊委員長代理 後ろから見て2枚めくっていただきましてカラー刷りの図がありますが、以前も審議を受けまして、分割をし、一部業務をなくしたり、あるいはJAXA内部で行いたいということで、下の2つにある安全・ミッション保証に関する支援業務、技術研修に係る支援業務という感じで分割して発注するというようなことでございます。そういったことで、これまでの委員会の議論は、それを受けてJAXAでもいろいろ検討していただいたというような経緯がございまして。

4-1に戻っていただきまして、事業の概要と経緯につきましては今ご説明申し上げたとおりでございますが、これまでの対応としては、まず業務を分割したというようなことでございます。それから、業務範囲につきましても、一部の業務を廃止するなど対応していただいたところです。あともう一つは、宇宙関係のセキュリティーに関する業務でございますけれども、例えば自動車とか鉄道、そういう安全関係のいろいろな業務をやっている事業者もいらっしゃるわけでございますので、そういった宇宙以外の分野の事業者でも対応できる業務であることをより明確にアピールすることによって、参加を促してほしい。論点2のところでございますが、そういったものを要項の中に記載していただいたということが①、②に書いてある内容でございます。

裏面に行ってくださいまして、ここまで過去の議論に沿って結構対応していただいたことを踏まえまして審議が行われましたが、それを一層明確にするとうことで幾つかご指摘いただいております。分割したわけなので、過去の業務との対応関係、例えば情報を開示

するにしてもどこがどこに対応するのかというようなことがないとはよくわかりませんので、そういったことをより明示するというようなことをご指摘を受けまして、ここにございますように何カ所か対応をさせていただいているところでございます。

あともう一つ、他分野のノウハウで対応できるといっても、宇宙独特の技術があるものでございますが、例えば大気圏への再突入リスクみたいなものにつきましても、基本的にはそこで使われる技術もほかの技術の応用でできるんだということがありますけれども、これにつきましては利用マニュアル等を提示することによって、他分野の方々でもそれを理解して実施できるようにするようなことを検討いただいたということでございます。

パブリックコメントの対応につきましては、1件ほどの意見がございましたが、軽微なものであったということでございます。これが2点目でございます。

次は3件目にまいりまして、資料5-1、非現業技術業務委託（新横浜）と書いてありますが、簡単に業務内容をご説明申し上げたいと思います。資料5-1のクリップどめの後ろから4枚目でございます。これは公共団体が行います土木関係の業務に関しまして、いろいろな設計とか積算といったものをサポートする業務でございます。この資料E-1に書いてありますように、詳細設計から工事発注に至る公共側の仕事に関しまして議事録を作成したり、計算をサポートしたり、データ入力を手伝ったりというようなサポート業務でございます。これにつきましては日本中で行われているわけございまして、包括的な部分に関しては過去に委員会でも何度か議論されていることであります。この新横浜の案件につきましては、ずっとこの1者の落札が続いているというようなことでございます。ただし、説明会への参加者等は6者ぐらいと、そのような内容になっているところであります。

資料5-1にお戻りいただきまして、事業の概要については今申し上げたとおりでございます。選定の経緯につきましては平成30年の公共サービス改革基本方針及び30年度事業選定方針及びプロセスにつきましては、自主選定となったものでございます。

これまでの業務の中で、なぜほかの事業者が出ないのかということにつきましては、前後して申しわけありませんが、最後にアンケートが書いてございます。1者応札が続いた原因と対策ということで、応札されない企業に対してアンケートを行いまして、その対応ということで修正していただいているというようなことでございます。入札時期の前倒し、準備期間を確保するとか、あるいは概要をホームページで公開するとかいうような対応をしたということがございます。

前後して恐縮ですが、5-1に戻っていただきまして、今ご説明申し上げたことが2ポツの1ページ目の一番下のところに書いてございます。

裏面に行きまして、入札参加資格等に関する事項についてですが、これまで最低価格落札方式で行ったところ、総合評価を導入したというようなこともございます。それから入札を早くして、事業者が検討する時期を確保するというところであります。これは全国的に見ても1者入札が多い案件でございまして、今までもいろいろ検討はしているのですが、

なかなか1者入札が全体的に改善されないというようなことがございます。それでも少しでもということで、審議された内容につきましては、例えばこういった国土交通省の案件で、民間事業者の手持ち業務量を指定しているところがあります。受注するためにはある程度手持ち量が少ない人しか受注できないというような条件があつて、そういうのは民間ではほとんど行われていないので、ぜひやめてくださいというようなことで、これは削除したということがあります。

それから、従来の実施状況につきまして、管理者の実施状況でこれがもっと具体的にわかるようにということで、対面以外の打ち合わせ回数とかいったものを附記するようになっています。あとは月別の人員配置状況につきましても、この内容をより詳細に記載するということがあります。

評価点につきまして、総合評価につきまして、技術点60点、価格点30点というようなことですが、内容から言ってここまで技術点を重視する必要はないのではないかとということで、1対1に変更していただいたというようなこともございました。

パブリックコメントにつきましては令和元年の10月に行われましたが、意見は寄せられておりません。

以上3件、早口になりましたが、ご説明は以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと存じます。よろしく申し上げます。

お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。今ご説明いただいた3件につきましては、いずれも従来の状況を踏まえて、競争性を確保するために自主的に改善していこうという方向性が見られて、それは大変歓迎すべきことだと思います。特に理化学研究所のマルウェア対策等、あるいは宇宙航空研究開発機構(JAXA)のシステム技術支援業務につきましては、一見すると、どうしても専門性が高くなければ対応できないのではないかと等、実力がある事業者においても躊躇する傾向が見受けられるということに着目して、それぞれのシステムに関する技術力があれば対応できるものだと明示したというのは、すごく有意義だと思うんです。と申しますのは、理化学研究所が扱うものであっても、JAXAが扱うものであっても、事業者にとっても、いい意味でシステム技術の向上を図る上で、他の目的にも汎用化できるということはこの仕事を通してできることが、事業者それぞれの研究開発力というか、状況対応力というか、そういうことの国際的水準も高めることになるのではないかとthinkんです。

昨日や今日のニュースで、JAXAの「はやぶさ2」が小惑星を離れて、来年末にこちらに戻ってくることを目指しているということですから、まさに国際的に高い水準の取り組みをしているところなので、余計慎重になるようなところを、いい意味でこういうふうな業務を分けたということは私は大事だと思ひ、主査を中心としたやりとりも大事だと思

います。

1点だけ確認させていただきたいのは、特にJAXAの場合、このように業務を分けたわけですけれども、むしろそのことによって、それらを統合する機能を除くことによって、いい意味での簡素化と合理化ができたというご報告もあったのですが、しかし、改めてこれらを分ける、あるいはバツをつけたところはJAXA本体ができるということによって、システム上の安全確保の質は維持される、むしろ向上するというような見込みでしょうか。価格だけを重視しないで質を重視するという本委員会の視点から言いますと、価格を含めた競争性を上げることによって、システムの質が確保あるいは向上できればいいなと思っているものですから、このような分割はむしろ質の向上に向かうと想定されるでしょうか。その点だけ確認させていただければありがたいです。

○稲生委員長 お願いします。

○井熊委員長代理 いわゆる丸投げというんですか、まとめて全部任せると、いい面もあるんですけども、そこがブラックボックス化してしまいますとかいうようなこともあるので、長年包括し過ぎていた部分を分割するというのは、ある意味目が入るということで、リスク低減ができる部分もあると。ただ、一方でJAXAの負担が増えたり、統合の手間が増えたりということで、JAXAがそこをどうできるのかというようなこともあります。ぜひ頑張ってください、いいところと悪いところをプラスにしてほしいと思っています。事務局から何かございますか。

○清原委員 ありがとうございます。了解しました。

○稲生委員長 清原委員、どうもありがとうございます。

このほかいかがでございましょうか。

古尾谷委員、お願いします。

○古尾谷委員 鉄建機構の新横浜の関係ですけれども、せっかくアンケートの結果が出されておりますので、丁寧にやられているんだと思いますが、アンケート結果の多くは入札スケジュールが遅くて手配できないとか準備期間、要するに期間の話をしていらっしゃるんですね。その中で市場化テストや繰り上げ期間等で、1カ月あるいは2カ月繰り上げましたよということが、これらのお話に妥当なのかどうか。考え方によっては、例えば指定管理者でも同様なお話が地方であって、それでは、従来からやっている企業が内容をよく承知しているんだから、圧倒的に有利ではないかということで、議会の要請で、半年とか、ものによっては1年前に大体の概要を出したり、準備期間を置くというようなことで対応せざるを得なくなって、やるほうからは負担ですけれども、そういう状況もあります。

ですから、要請に応じて、あるいはアンケートに応じて、従来型から何カ月か延長したということが、実施団体、機構にとってそれ以上のものは過重な負担になるとか、そういう何らかの強い理由があるのでしょうか。2カ月と1カ月というのは対応はしましたよということで、企業側で応札しなかったところにとっては、それでは変わらないんですよという、逆にアンケートをとりたいたいぐらいですけれども、そこら辺はいかがででしょうか。

○稲生委員長 わかりますか。大丈夫ですか。よろしくお願いします。

○井熊委員長代理 ご指摘のとおりで、私もこういう関係の業務にかかわったことがあるのですが、繰り上げ期間、例えばこうこうこうで2カ月前倒しするというのは、行政としては結構精いっぱいやっている面もあるのかとは思っています。ただ、ご指摘のとおり、その効果がいくばくかというのは十分把握できない面もありますので、今ご指摘がありましたように、正式な公告前にも常にマーケットに情報を出して周知していくというような活動は私も必要だと思いますので、ぜひ今後の委員会の議論でもそういった指摘をしてまいりたいと思います。

○稲生委員長 ありがとうございます。古尾谷委員、井熊主査、どうもありがとうございました。それから、事務局からは、今回こういうご意見が出たということでございますので、鉄道建設・運輸施設整備支援機構にフィードバックいただくようによろしくお願いいたします。

ほかによろしゅうございますか。

では、続けてまいります。最後に小委員会Cの2件でございます。「特許庁／書面による手続のデータエントリー業務一式」、「特許庁／国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式」につきまして、主査の尾花委員より説明をお願いいたします。

○尾花委員 それでは、小委Cでの審議結果をご報告します。まず資料6-1、資料7-1を同時に行いたいと思います。と申しますのは、双方とも特許申請の書面を電子化するためにエントリーする業務ということで共通点があるからでございます。

資料6-1は、国内出願についての書面、紙媒体による申請書面を電子化する業務、資料7-1は、国際出願、国際機関から出願されたもの、または国内の出願を国際機関に出願するもの、国際に係るものの紙媒体の申請書類を電子化する業務です。両方とも電子化する業務なので、同じ性質の業務となります。

それでは、双方ポンチ絵をご覧いただきたいのですが、資料G-1、資料F-1をごらんください。まず資料F-1をご覧いただくと、事業の内容としては左側、事業の概要・目的の部分ですが、先ほど申しましたとおり、紙媒体で申請された書類を特許庁が定める電子化基準により電子化し、特許庁の電子計算機に備えられたファイルに格納する事業が内容となっています。目的としては、出願中の発明等に関する未公開情報を含む申請書面を取り扱うため、情報の漏洩、盗用は申請人の利益を害することから、秘密保持の要請を満たすため、特例法に基づく登録情報処理機関において事業を実施します、と記載されています。

従いまして、本件の特徴、大きくは2つあると思ったのですが、1番目はまずその受託事業者は、特例法に基づく登録情報処理機関になっていただく必要がございます。入札のためのハードルとしては、この業者さんは入札をしてから、登録情報処理機関に認められなければいけない仕組みになっているというのがこの事業の特徴となっています。

事業のイメージとして、右側に緑の囲みがあるのですが、まず特許庁から、最初の丸、

申請書面の電子化に先立って、書面の提出事実を明らかにするため、所定の管理情報を作成して、特許庁の電子ファイルに格納しますということが1つ。さらに丸の2で、取得したイメージデータに基づいて文字やテキストデータを作成し、図面や化学式等はテキストデータと統合するという作業があり、3番目、編集処理業務として、電子化規準に従って、電子フォーマットに変換の上、特許庁に備えられた電子計算機のファイルに格納するという作業。4番目が、電子化手数料徴収業務といたしまして、登録情報処理機関は、特例法に基づき書面の電子化に必要な電子化手数料を申請者に通知し、料金を徴収する業務を行います。

特徴の2番目としては、この登録情報処理機関となった受託事業者が電子化手数料を徴収し、その徴収がみずからの収入になるという2つ目の特徴がある事業でございます。

それでは、最初の6-1、7-1にお戻りください。これらの実施要項について審議いたしました。1の(1)の2番目、事業期間としては5年間を予定しています。

選定の経緯ですが、こちらについては競争性に課題があったことから、平成23年度事業選定の公物管理等分科会の公開ヒアリングの対象事業として選定され、公共サービス改革基本方針において選定されております。

最後のページをごらんいただきますと、財団法人工業所有権電子情報センターがずっと1者で行っております。現状もここが唯一の登録情報処理機関と理解しております。こちらが先ほど申したとおり、外からの国際出願、国内からの国際出願、あとは国内における特許実用新案関係、意匠・商標関係の4つについて1者入札をしているところでございます。

この件については、私の印象では、非常に細かく実施要項を書いていたという印象でございます。まず特許庁でいろいろ工夫をいただいている、その内容といたしましては、この資料等に細かくは書いていないのですが、入札スケジュールの見直しは詳細に行っていたら、工夫いただいております。一番問題になったのは、登録情報機関への登録の点ですが、これは双方資料6-1、資料7-1、2の事業評価を踏まえた対応ということで、現状、登録情報機関の準備期間というところで、まずなっていたために事業の中では1年間準備期間を用意していて、6カ月ぐらいをかけて登録情報処理機関になっていただき、その後、特許庁のシステムとの連携を図るための準備期間として準備していただくという形になっています。この期間については、十分かどうかというような議論はされたのですが、特許庁としては現状6カ月ぐらいで登録機関になっていただき、その後連携していただきたいということで、現状の期間が維持されています。

おめくりいただきまして、意見2として、人的リソースが足りないというような意見もございましたが、先ほど申しましたとおり、現状、国際出願でも外からの出願、国内からの国際出願の2本に分け、さらに国内出願については特許と意匠、それぞれ特許実用新案と意匠・商標という4本に分けているので、これ以上分割もできないと判断されています。さらに意見3として、そもそも現状データエントリー業務は国外でやっているから、国内

でそういうリソースがないんだという意見もありましたが、先ほど冒頭にご説明したとおり、これは申請者の秘密保持上非常に重要な業務なので、国内でやってくださいというご意向を特許庁が持っています。

本件、何が非常によく書いてくださったかなと思う点でいきますと、これは請負業務ですけれども、例えば資料6-2-1の52/64をごらんいただくとわかるのですが、請負というのは1つの業務を一括して出すことから、通常、実施状況に関する情報開示というので細かい詳細は出してくれないことが多いのですが、こちらは細かく固定費から、固定費以外の経費から全部書いていただいております、情報の提供としては、請負業務にしては非常によく開示していただいたと思っております。

以上が事業実施要項に関するご説明でございまして、資料6-1にお戻りいただいて、4ポツの実施要項（案）の審議結果についてですが、以上のような特許庁の試みについて確認させていただいた上で、特段こちらから修正するようなものはなかったと理解しております。

ご報告は、以上でございまして。登録情報処理機関の登録という特徴を実施期間内の1年を設けてやっていただくという意味で、かつ申請手数料自体を自己の収入にできるという、この2点について特徴のある事業でしたので、何かお気づきの点、ご審議いただければと思います。よろしく願いいたします。

○稲生委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明いただきました内容について、ご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

稲葉委員、お願いします。

○稲葉委員 結論について云々かんぬんというのは僕の能力では無理ですが、なかなか難しい問題だと思いました。というのは、登録情報処理機関なるものが電子化のスキームをつくって、それをプラットフォームにしているわけですね。こいつの所有者は特許庁になるんですか、それともそれを開発した登録情報処理機関なのかという問題です。もし情報処理機関のものだといったら話は簡単になって、そういうものをつくりさえすればもう第三者は入ってこられないわけだから、特許申請のためのお金は自分のところに自動的に入ってくるという、今のGAFAMみたいな仕事のやり方になってくるわけ、小さいけれども。だけど、情報処理機関がつくったシステムを特許庁が持っていくとして、つくった自分はそれを利用するだけだというと、話は少しややこしくなってきました、そのときの競争性は一体何だろうかと。このエントリーシステムをつくることに関しての競争性がある程度働くことができるんですけども、その後、持続的にこのシステムを使っていく、発展させていくという中においてこのやり方でうまくいくのかというのが私自身よくわからないと。あまりに最先端的な話なので、その点が疑問に思います。

○稲生委員長 では、この点、事務局からよろしくご回答をお願いしたいと思います。

○足達参事官 今のご質問について、若干わかる範囲でお答えいたしますが、プラットフォーム

ホームというか、機器は特許庁が所有してございます。登録処理機関になる登録手続は、特例法に基づいて、現在登録している団体は今やっているところだけでございますが、確認したところ、おおむね半年程度準備すれば一般のデータエントリーができる企業であれば、その登録処理機関にはなれるという話を聞いてございます。

なお、今、主査の話でございました、普通はこういった登録なりの資格は事前にとっておいて、取った後に入札して勝ち負けを決めるというのが一般的かと思いますが、特許庁の場合は、まず入札してください、落札したら5年間の工期のうち1年間はその登録をする最初の半年、後の半年ということで、1年間はその準備をして、残りの4年間でデータエントリーをしていいですよという形の5年業務にしております。特許庁としては当然リスクがあるわけございまして、落札して半年して取れなかったとか、1年間準備してやってみたらどうのこうのという話があるかと思いますが、そのリスクをとりつつ、最初の1年間準備して、登録していなくても入札に参加できるといった形で、競争性を高めるという形でさせていただくと聞いてございます。

○稲葉委員 あまりよくわからない。つまり……。

○稲生委員長 つまり受託しようとしている企業側からすると、データベースというか、本来のハードウェアとソフトウェアがあるとすると、もちろんハードウェア自体は特許庁のもので。それから、それを動かすためのシステム自体は特許庁になるわけですか。そうすると、単なるオペレーションのみを民間の事業者がするというイメージになるわけですか。

○足達参事官 ほぼそうです。

○稲生委員長 半年間で習熟して、言ってみれば研修で何名かオペレーターみたいな人が入って練習して、ある程度能力が認められると、正式に登録機関として認められてという手順で、いよいよその翌年になって本格的に仕事を請け負って始めていくという感じになるわけですか。

○足達参事官 1かゼロかと言い切れないところもございまして。格納先は特許庁のものでございまして、当然入れ方の工夫はあると思いますので、さすがにキーパンチ打つだけではないわけではございません。それは格納の仕方があると思います。ですから、そこはそういうことございまして、必ずしも1かゼロかという、ただキーパンチャーだけではないわけではございますが、いずれにしても半年程度の準備期間、事前の1年間の準備期間で複数の会社はその登録ができるとは聞いてございます。

○稲葉委員 私の質問は、電子ファイル化するシステムを構築しなければいけないわけですね。システム構築はこの民間事業者がやるわけですね。

○足達参事官 おっしゃるとおりございまして、システム構築そのものは民間事業者が行います。特許庁が持っているシステムと、つなぐところのAPI、アプリケーションの部分についても、特許庁が仕様書を公開しておりまして、それに合わせて彼らがつくりなさいという形になっております。

○稲葉委員 それで、その事務を引き受けることによって手数料をもらえるわけですが、そのときに単にオペレーションの事務面だけではなくて、システムの効率性などを考えてやっていけば、その事業者はシステム構築のやり方を工夫し、かつ安いコストで電子化を引き受け、自分がその手数料でもうかるということが期待されると。だけど、今度は開発したシステム全体は特許庁のものになって、今度はそれを換えられないということになると、登録事務者の競争は事後、単にオペレーションの効率性を競い合うことだけになるという理解でいいですか。

○足達参事官 いや、そのシステムも会社が変わったら。

○稲葉委員 また変える？

○足達参事官 変わるということになります。

○稲葉委員 本当ですか。

○足達参事官 ですから、そこで競争性が起きるかどうかですが、1年間の準備期間でそのシステムをつくったり、登録したりしてやるという形になっております。

○稲葉委員 そんな無駄なことをやるんですか。何回もシステム開発をする。

○足達参事官 一応そういう形で。もちろん競争性を続けるに当たってはそういう形でやって、その1年間の準備で落札が来たかということをやることによって、企業のリスクはそこまでとらせていませんが、そこは変わるという形で考えているようでございます。

○稲葉委員 なかなか初めて聞いたような試みなので、適否について私はコメントする能力がないんですけども、何となく普通と違うやり方だなという感じが……。

○足達参事官 先生のお話だと、どこかシステムをつくった後はオペレーター業務みたいなものを出そうが……。

○稲葉委員 オペレーター業務との競争になる。

○足達参事官 でやったほうが一番安いのではないかと。

○稲葉委員 そうなると、プラットフォームをつくったほうが得だなという、今はやりの議論になってくるといえることではございますけれども。

○稲生委員長 どうぞ。

○井熊委員長代理 教えてほしいんですけども、手数料が民間に入ることによってプラスにも見えるのですが、計画をつくると、ある意味予定どおり入らなかったら収入リスクになるんですけども、新しいところに行くときにそういう新たな手数料に依存するようなことに対して、それはリスクだよねと思うような民間事業ってあまりないんですか。

○尾花委員 小委では具体的にそういう議論はございませんで、小委の議論だと、例えば6-1の52/64等をごらんいただきますと、従来の実施に要した経費で電子化手数料を収納業務費として、業務費ももらえる前提で、かつもらえた電子化手数料は自分のものになるので、受託事業者はかえって得をするのではないかという方向での議論はされた次第です。

○井熊委員長代理 そうですか。

○尾花委員 とはいえ申請される件数について、先生がおっしゃったとおり固定ではないので、具体的に収入をどのぐらい見るかみたいなのは、特許庁も増えるか減るかかわからないので、そこはいずれの事業者としても流動的な要因ですというふうなお話をされていました。

○稲生委員長 ほかにいかがでございますか。

そうしますと、稲葉委員のご質問というか、コメントに対して、いかがでしょうか。一応事務局から、実際に業務を受けた場合に、受ける側でどのようなシステムを構築して臨む必要があるのか。そういう意味では、それについての説明を求めましょうか。今回、要項ではこういう形でいくのでしょうかけれども、そういう形でコメントあるいは質問が出た以上、特許庁には質問を求めてもよろしいのではないかと思います。いかがでしょうか。可能でしょうか。

○清原委員 よろしいですか。私も部会にいなかったので詳細は不明ですがけれども、資料6-2-1の7/64から8/64、詳細が書いてあるところに、「例えば自分の会社でデータ化することも可能だし、特許庁の中に常駐場所を貸すことも可能だ」というような説明もあり、その社の状況に応じて、自分の社でやって請け負ってもいいし、特許庁の場所でやってもいいというような広がりもあります。もちろん特許庁のために書類の電子化を特段特注する必要があるのかもしれませんが、紙媒体を電子化するという点では、最近ではRPA（Robotic Process Automation）でも手書き文字をAI-OCR（光学式文字読み取り装置）で読み込んでワード化するとか、エクセル化するという技術を意外と簡単にやっている事業者もあるので、そういう意味では、今ご質問がありました点について、この部分についてももう少し詳細に書くことによって参入者を増やすということが、状況から見ても大いに重要ではないかと思えます。

つまり先ほど来ご説明がありました、特別な資格を得るというインセンティブのためにも、稲葉委員がご質問されたようなことをこのあたりにもう少し補強されるというので対応できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○稲生委員長 貴重なご意見ありがとうございます。日程的な件もあるんですけれども、いかがでしょうか。そういう形で先方に投げかけて、もしここに一部書き込めるなら書き込むというような形で、もう一回開催するのは時間的に難しいと思いますので、委員の皆様にはメールでご回答を広めていただくという形でいかがでしょうか、可能でしょうか。

○足達参事官 そのようにさせていただきます。今ご意見をいただきましたように、私ども理解が悪かったところもあって、もうこれにしっかり書いてあって、業者はいろいろなパターンを選べるのかもしれないですし、また書き足りないところもあるかもしれませんので、確認させていただいて、それについては明らかにしてメールさせていただきたいと思えます。

あと特許庁は、稲葉先生のお話にありましたトータル的にどういうやり方が一番安いのかという話につきましては、また別途こういうやり方の調整がいいのか、何か構築した後

にエントリーだけやらせるのがいいかとか、その話は今後のものとしてまた別途確認させていただければと思います。

○稲生委員長 では、こういった形で、窓口は一応私のほうで事務局とやりとりしますけれども、対応策を検討しまして、皆様にはメール上ですみませんがご照会をかけますので、またご意見、コメントがございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。事務局には汗をかいていただきますけれども、よろしくお願ひ申し上げます。

ほかにいかがでございますか。よろしゅうございませうか。

それでは、公共サービス改革法第14条第5項の規定により付議されました実施要項(案)につきましては、監理委員会として2件*でございますが、「書面による手続のデータエントリー業務一式」、それから同じく特許庁の「国際出願に関する書面等のデータエントリー業務一式」に関しましては、今後調整事項がありますので、確認の上、異存はないということにいたしたいと思ひます(※2件については確認後、11月19日付けで異存なしとした。)

続きまして、議題3は非公開での審議となります。傍聴者の方は今いらっしやらないということですのでよろしいしょうか。

(中略)

以上をもちまして、本日本日予定しておりました議題は全て終了いたしました。これで本日の監理委員会を閉会といたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

— 了 —